

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成17年1月6日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条の規定に基づき、「（仮称）久地プロジェクト」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

- ・東京都港区芝二丁目32番1号
株式会社長谷工コーポレーション
代表取締役社長 嵩 聰久
- ・東京都港区芝二丁目32番1号
株式会社長谷工クリエイト
代表取締役社長 加藤 功時

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名 称

（仮称）久地プロジェクト

（2）種 類

- 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為）
住宅団地の新設（第2種行為）
工場又は事業所の新設（第2種行為）
大規模建築物の新設（第1種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市高津区久地三丁目200-2外

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目 的

新聞印刷工場・共同住宅の建設

（2）内 容

ア 開発区域面積：約52,900m²

イ 計画人口（計画戸数）：2,682人（855戸）

ウ 土地利用計画

（ア）公共施設：約7,770m²

（イ）宅地等：約45,130m²

工 建築計画

区分	新聞印刷工場	共同住宅・商業施設等	老人いこいの家等
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨構造
階数	地上3階	地上20階	地上2階
高さ	約22m	約60m	約10m
建築面積	約6,000m ²	約12,000m ²	約500m ²
延床面積	約15,200m ²	約98,200m ²	約1,000m ²

5 指定開発行為の施行期間

着手予定： 平成17年3月

完了予定： 平成19年3月

6 条例評価書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成17年1月6日(木)から平成17年2月4日(金)まで

(2) 場 所

川崎市：高津区役所、多摩区役所及び本庁（環境局環境評価室）

世田谷区：世田谷区役所（環境総合対策室環境課環境指導係）

(3) 時 間

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。

午前8時30分から午後5時まで

（世田谷区は午前9時30分から午後4時30分まで）